

第 27 製造所等において行われる変更工事に係る資料提出等の取扱い

1 基本的事項

製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、法第 11 条第 1 項後段の規定による許可を要しないものとして取り扱う範囲については明文の規定はないが、技術上の基準の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しないものとする。

また、非対象設備については、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないが、対象設備又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、変更許可を要するかどうか判断する必要が生ずる。ただ、変更の内容も様々であることから、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではない。したがって、変更工事については、その形態に応じ資料等による確認を実施し、若しくは基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合又は基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合又は資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。

2 許可を要しない変更工事の範囲及び区分

(1) 許可を要しない変更工事は、次のとおりとする。

ア 軽微な変更工事

変更の内容が、技術上の基準と関係を生じないことが明白な工事とする。

イ 確認を要する変更工事

変更の内容が、技術上の基準と関係が生じるか明らかでない又は関係が生じるとしてもその内容が軽易で保安上の問題が生じないか確認を要するものであって、この確認の結果、関係が生じない工事とする。

なお、保安上の問題が生じないとは、次の（ア）から（エ）に掲げるすべてに該当するものであること。

(ア) 危険物の品名及び数量に変更がない又は減少する場合

(イ) 技術上の基準に関する位置の基準に変更がない又は減少（保有空地に限る。）する場合

(ウ) 建築物又は工作物に係る技術上の基準のうち、防火上又は強度上必要とされる構造の基準に変更がない場合

(エ) 危険物の貯蔵又は取り扱いにおいて、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲に変更がない場合

- (2) 変更内容に係る工事区分は、「増設」、「移設」、「改造」、「取替」、「補修」及び「撤去」とし、その定義は別表 1 のとおり定める。
- (3) 「軽微な変更工事」及び「確認を要する変更工事」に係る変更内容ごとの具体的な例示は、別表 2～5 のとおりとする。

3 許可を要しない変更工事に係る手続き

- (1) 「軽微な変更工事」に該当する場合は、原則、手続きを要しないものとするが、溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事であって、安全対策上仮設防火塀を設置して行う場合には、事前に火気使用工事届（別記様式）を提出させること。
- (2) 「確認を要する変更工事」に該当する場合の資料の提出は、市規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する軽微な変更の届出書（様式第 21 号）によるものとし、添付する資料は、次の各号のとおりとする。

ただし、許可を要する変更の申請図書に併せて当該資料を添付するときには、資料提出届を省略することができる。

ア 変更する部分の位置図及び構造図又は、設備等の仕様図

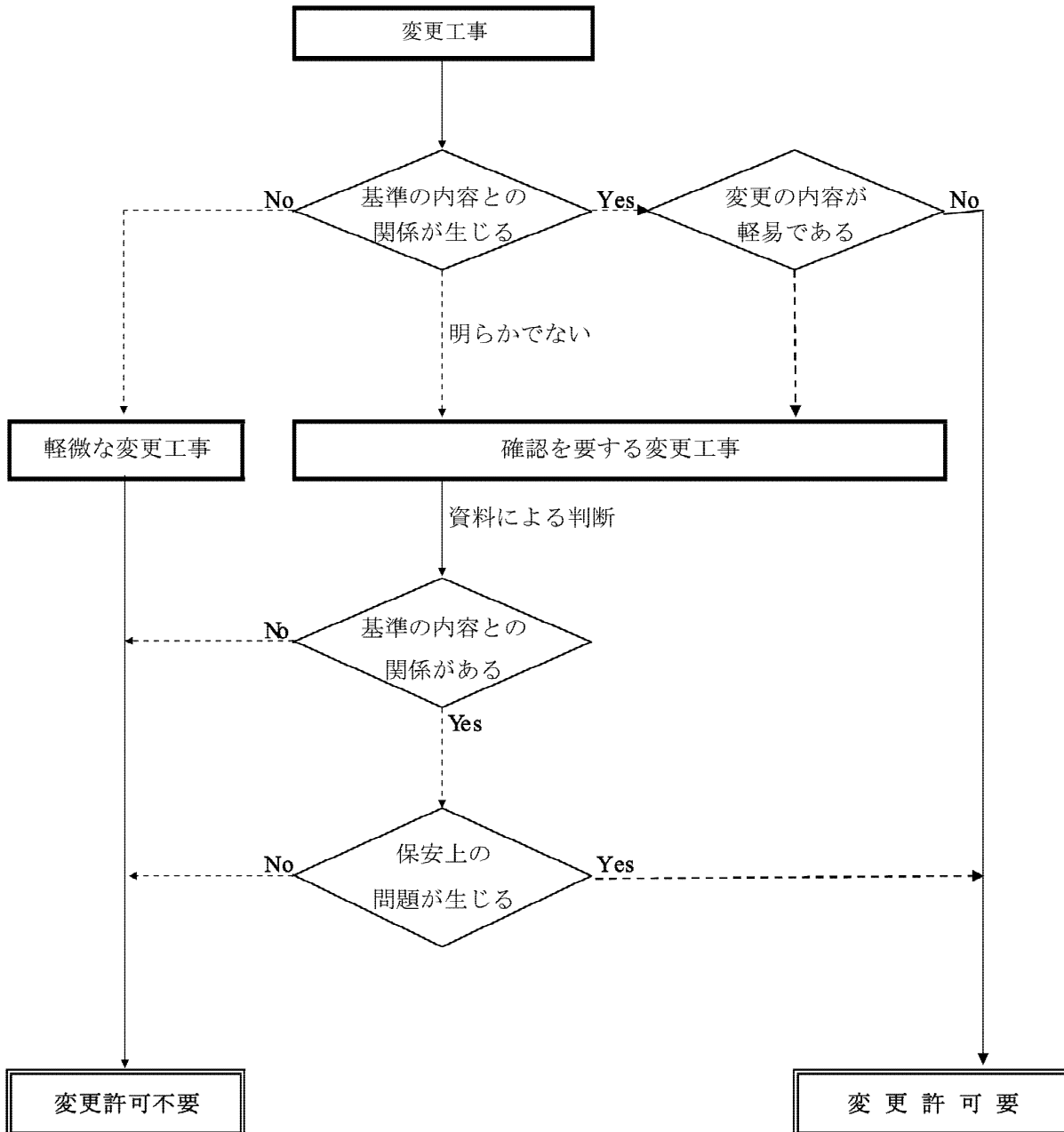
イ 溶接、溶断等火花を発する器具を使用する場合には、火災等の災害防止に関する安全対策

4 給油取扱所の変更工事の取扱いについて（平成 9 年 10 月 22 日消防危第 104 号質疑）

- (1) 危険物保安技術協会が行う型式試験確認に合格した固定給油設備の取替工事に併せ、次に掲げる変更工事のいずれかを行う場合は、変更許可となるものであること。
 - ア 固定給油設備の給油ホースの長さを変更する工事
 - イ 給油ホースの先端における 大吐出量を変更する工事
 - ウ ホーススライド機能の追加工事
 - エ 固定給油設備の外装を大きくする工事に伴い危険場所の範囲が変更前より拡大される工事
 - オ 固定給油設備の給油ホースの数を変更する工事
 - カ 油種判定機能の追加工事又は削除工事
- (2) 門型洗車機の取替工事に併せ、次に掲げる変更工事のいずれかを行う場合は、確認を要する変更工事として取り扱うこと。
 - ア レールの変更等により洗車機の可動範囲が変わる工事
 - イ 洗車機に電光看板を設置する工事（危険場所の範囲外に設けるものに限る。
 - ウ 洗車機の洗車用ブラシの更新工事

図 28-1

変更工事に係る手続きの判断フロー



1 変更工事の区分

変更工事は、「増設」、「移設」、「改造」、「取替」、「補修」及び「撤去」に区分する。

2 増設等の定義

(1) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(2) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変更することをいう。

(3) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い、当該機器・装置等の構成、機能又は性能を変えることをいう。

(4) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能又は性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(5) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(6) 撤去

製造所等を構成する機器・設備等の全部又は一部を取り外し当該施設外へ搬出することをいう。

2 具体的な例示（共通事項）

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
<建築物>			

屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等	<u>取替</u>	補修	・ 構造基準に変更がないこと
防火上重要でない間仕切り壁	<u>増設</u> 、 <u>移設</u> 、 <u>改造</u> 、 <u>撤去</u>	取替、補修	・ 他の壁の構造基準に変更がないこと ・ 消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な変更工事の範囲は除く。）
内装材	<u>増設</u> 、 <u>改造</u>	取替、補修、撤去	・ 危険物との組合せが不適切でないもの
防火設備		取替、補修	
ガラス・窓・窓枠		取替、補修	
階段	<u>改造</u>	取替、補修	・ 主要な部分に係る構造基準に変更がないこと
すじかい等	<u>増設</u> 、 <u>改造</u>		・ 技術上の基準に抵触しないこと ・ 耐震補強によるもの
<工作物>			
保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁	<u>撤去</u>	補修	・ 技術上の基準に抵触しないこと（代替措置要件に該当しなくなった壁等）
架構	<u>増設</u> 、 <u>取替</u>	補修	・ 構造基準に変更がないこと ・ 危険物の取扱いに変更がないこと
配管・設備等の支柱・架台、耐火措置	取替	補修	・ 配管、設備の耐震計算等に変更がないこと ・ 耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
歩廊、はしご		取替、補修	

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

＜保有空地＞			
植栽	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・保有空地に係る基準に変更がないこと

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
＜タンク基礎等＞			
犬走り，法面，コンクリートリング	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
地下タンク上部スラブ	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
＜タンク構造等＞			
屋根支柱，ラフター，ガイドポール等	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替，補修	
階段，はしご，手すり等	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
＜タンク設備等＞			
タンク元弁		取替，補修	
通気管（地上部分に限る。）	取替	補修	・管径，板厚，材質，経路の変更がないこと
サクションヒーター，ヒーターコイ	取替	補修	・管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

ル等の加熱配管等（蒸気，温水を用いたものを除く。）			・ 加熱の状態，方法等に変更がないこと
サクションヒーター，ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気，温水を用いたものに限る。）		取替，補修	
内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	・ 貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・ タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
雨水浸入防止措置		増設，移設，改造，取替，補修，撤去	
<配管等>			
配管（地下配管，移送取扱所を除く。）	取替，補修，撤去		・ 管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・ 危険物の取扱いに変更がないこと
配管（地下配管，移送取扱所を除き，フランジで接続されるものに限る。）	補修，撤去	取替	・ 管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・ 危険物の取扱いに変更がないこと

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
配管のベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・ 管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・ 危険物の取扱いに変更がないこと

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

配管の加熱装置（蒸気・温水を用いたものを除く。）	取替	補修	・ 熱媒体となる物質に変更がないこと
配管の加熱装置（蒸気・温水を用いたものに限る。）		取替，補修	
配管ピット，注入口ピット，地下配管接合部の点検ます		取替，補修	
配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）	撤去	取替，補修	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
<機器等>			
危険物を取扱う工作機械等（油圧タンク等を含む。）	撤去	補修	・ 取扱危険物の増加がないこと
ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	取替，撤去	補修	・ 危険物の取扱いに変更がないこと ・ 電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
熱交換器	改造，撤去	取替，補修	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
熱交換器に附属する送風機器（電動機を除く。），散水設備等	改造	取替，補修	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
攪拌装置（電動機を除く。）	改造，撤去	取替，補修	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
炉材		取替，補修	
反応機器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）		取替，補修	

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く。）	<u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
波返し，とい，受け皿等飛散防止装置	<u>増設</u> ， <u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・危険物のもれ，あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
ローディングアーム，アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	取替，撤去	補修	・電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	<u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
可燃性ガス回収装置	取替，撤去	補修	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。）	<u>増設</u> ， <u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・保温（冷）材の変更により，危険物の温度変化による危険性を増さないこと
排出設備（ダクト等を含む。）	取替	補修	・電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
換気設備（ダクト等を含む。）		取替，補修	
電気防食設備		取替，補修	
<制御装置，安全装置等>			

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

圧力計，温度計，液面計等現場指示型計装設備	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと
温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置（駆動源・予備動力源を含む。）	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
安全弁，破裂板等安全装置		取替，補修	
緊急遮断（放出）装置（安全弁等をのぞく。），反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。）	取替	補修	・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと
地下タンクのマンホールプロテクター	増設，移設，改造，取替，撤去	補修	・上部スラブの変更を伴わないこと
防油堤（仕切堤を含む。）	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと
防油堤水抜弁	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち，撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち，撤去しても基準を満足すること

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）	取替	補修	・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・ 危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・ 危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
<排水溝等>			
排水溝，ためます，油分離層，囲い等	増設，改造，取替	補修	・ 自主的に設置するもの（増設に限る）
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面，舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修	
<電気設備等>			
電気設備	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	・ 電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
静電気除去装置	増設，移設，改造	取替，補修	・ 電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
避雷設備		取替，補修	
<消火設備>			

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

ポンプ，泡薬剤タンク	取替	補修	・能力等に変更がないこと
第1～3種の消火設備（散水・水幕設備を含む。）の配管，消火栓本体，泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く）	取替	補修	・防護範囲，配管サイズ等に影響を及ぼさないこと
第1～3種の消火設備の弁，ストレーナー，圧力計等		取替，補修	
第4・5種消火設備	増設，移設，改造	取替，補修	・自主設置に係るもの
消火薬剤		取替	
<警報設備>			

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
警報設備（自動火災報知設備の受信機，感知機を除く。）	増設，移設，改造	取替，補修	・警戒区域に変更がないこと
自動火災報知設備の受信機		取替，補修	
自動火災報知設備の感知器		取替，補修	
<その他>			
標識・掲示板	増設，移設，改造	取替，補修	・自主的に設置するもの

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

別表 28 - 3 3 具体的な例示（施設別）

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
【製造所・一般取扱所】			
ボイラー・炉等のバーナーノズル		取替，補修	
塗装機噴霧ノズル，ホース等		取替，補修	
運搬容器の充てん設備（固定注油設備）	撤去	取替，補修	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
分析計（キュービクル内取付含む。） （例；ガスクロマトグラフィ等）	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・ 危険物の取扱いに変更がないこと ・ 電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
作業用広報設備（スピーカー）		増設，移設，改造，取替，補修，撤去	
【屋内貯蔵所】			
ラック式以外の棚	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
ラック式棚	取替	補修	・ 耐震計算等に変更がないこと
冷房装置等	取替	補修	・ 電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
【屋外タンク貯蔵所】			

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

可とう管継手（認定品）		取替	
可とう管継手（認定品以外）	取替		・ 管径，経路の変更がないこと
ローディングラダー（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ポンツーン	補修		・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）		取替，補修	
浮き屋根のシール材	取替	補修	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
保温（冷）材	増設	取替，補修	・ 保温（冷）材の変更により，危険物の温度変化による危険性を増さないこと
流出危険物自動検知警報装置		取替，補修	
コーティング	増設，移設，改造，取替，撤去	補修	・ 貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・ タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと
【屋内タンク貯蔵所】			
出入口の敷居		取替，補修	

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

【簡易タンク貯蔵所】			
固定金具		取替, 補修	
【移動タンク貯蔵所】			
常置場所	移設（位置変更）		・変更前の常置位置が管内であること ・変更後の常置位置は屋外であること ・当該施設の所有者（設置者）に変更がないこと
底弁, 底弁の手動・自動閉鎖装置		補修	
マンホール, 注入口のふた		取替, 補修	
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替, 補修	
品名数量表示板	移設	増設, 改造, 取替, 補修	・タンク本体の構造に係る変更がないこと

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
Ｕボルト		取替, 補修	
可燃性蒸気回収ホース		取替, 補修	
注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。） （積載式以外）		取替, 補修	
箱枠	取替, 補修		・箱枠の溶接線補修であること

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

			・ 重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設		・ I S Oコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・ タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
【屋外貯蔵所】			
周囲の柵		取替, 補修	
ラック式棚	取替	補修	・ 耐震計算等に変更がないこと
固体分離槽		取替, 補修	
シート固着装置		取替, 補修	
【給油取扱所】			
<工作物>			
防火塀	補修		・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
犬走り, アイランド等	補修		・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
サインポール, 看板等 (電気設備)	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
日よけ等 (キャノピーを除く。)	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	・ 上屋の面積に変更がないこと

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
<給油機器等>			
給油量表示装置	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
カードリーダー等省力機器	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
通気管のガス回収装置		取替，補修，撤去	
タンクローリー用アースターミナル	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
固定給油（注油）設備（認定品に限る。）	改造，撤去	取替，補修	・ホース長，ポンプ数の増加がないこと
<その他設備機器等>			
混合燃料油調合機，蒸気洗浄機，洗車機，オートリフト等	取替，撤去，増設，改造	補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
自動車の点検等に使用する機器等（オートリフトを除く。）	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セールスルーム（含むショップ）内の電気設備・給排水設備	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セルフ給油所の監視機器，放送設	増設	取替，補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

備, 分電盤, 照明器具			
【販売取扱所】			
延焼防止用のそで壁, ひさし, 垂れ壁	取替	補修	
棚		取替, 補修, 撤去	
【移送取扱所】			
漏えい検知口		取替, 補修	

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
漏えい検知装置	取替	補修	
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替, 補修	
衝突防護設備		取替, 補修	
ポンプ設備	補修		
切替弁, 制御弁等		取替, 補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
ピグ取扱装置	取替	補修	

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

感震装置	取替	補修	
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラ	改造，撤去	取替，補修	・ ボルトにより取付可能なもの
巡回監視車		取替，補修	
建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）

確認を要する軽微な変更工事
構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い (1) 計量器の修理又は計量検定のための一時的な撤去、取付及びこれに伴う代替計量器の一時的な新設及び撤去の一連工事 (2) 同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更 タンク本体に係る補修工事 (1) 平成9年3月26日消防危第36号に規定される範囲の補修（別表4）
確認を要しない軽微な変更工事

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い			4 その他の事項 別表 28 - 4
建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
1 塗装工事 2 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事			

※アンダーライン部は太田独自の基準を示す。

〔平成9年3月26日消防危第36号に規定される範囲の補修〕

別表28-5

1 用語の意義		
(1) 重ね補修 母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する（補修タンク附属物取付用当て板を除く。）		
(2) 肉盛り補修 母材及び部材の表面に金属を溶着する補修		
(3) 溶接部補修 溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）		
(4) 補修基準 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について」（平成6年9月1日消防危第73号通知）別添1の補修基準		
2 確認を要する変更工事となる溶接工事		
項 目	内 容	条 件
(1) 附属設備（タンク附属物取付用当て板を含む。）	ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事	
	イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修	
	ウ 気相部におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く）	ア 重ね補修工事	1箇所当たり0.09平方メートル以下で合計3箇所
	イ 肉盛り補修工事	
(3) 側板	ア 気相部分における重ね補修工事	1箇所当たり0.09平方メートル以下
	イ 気相部分における肉盛り補修工事	
	ウ 接液部における肉盛り補修工事（溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの）	1箇所当たり0.003平方メートル以下、かつ、母材
(4) 底板	ア 側板の内面から600ミリメートルの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事のうち底部板面積の1/2未満で、補修基準の分類で○に該当する工事（特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては、これに相当する工事をいう。）	1箇所当たり0.09平方メートル以下で合計3箇所以下
	イ 側板の内面から600ミリメートルの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事（溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの）	1箇所当たり0.003平方メートル以下、かつ、全体の補修量が次に示すもの

		(ア) 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク 0.03 平方メートル以下 (イ) 1 万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06 平方メートル以下 (ウ) 1 万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09 平方メートル以下
	ウ 側板の内面から 600 ミリメートルの範囲以外の底板に係る溶接部補修工事	1 箇所当たりの補修長さが 0.3 メートル以下、かつ、全体の補修長さが次に示すもの (ア) 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク 1.0 メートル以下 (イ) 1 万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0 メートル以下 (ウ) 1 万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0 メートル以下
(5) 製造所等のタンク	屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とすること	

〔別記様式〕

火 気 使 用 工 事 届 出 書

年 月 日			
(あて先)			
届出者			
設 置 者	住 所	住所	
	氏 名		
工事の場所、工事の内容及 び火気使用器具等			
火災予防上の措置			
着工予定期日		完了予定期 日	
その他必要な事項			
※受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等の欄並びに火災予防上の措置の欄は、各製造所等ごとに整理して記入すること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。